

開会 午後 2時00分

開会（開議）の宣告

議長（宮下光晴君） お疲れ様でございます。定刻となりました。ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第1回麻績村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

尚、報道関係者より撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。事務局長より、配布資料及び、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

会議録署名議員の指名

議長（宮下光晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、

3番 若林 今朝路 議員

6番 宮下 聡 議員を指名いたします。

会期の決定

議長（宮下光晴君） 日程第2 会期の決定について を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1月29日、1日限りと決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 日程第3 村長あいさつ。

昨年12月20日執行された麻績村長選挙の結果、高野忠房氏が当選され、平成22年1月16日、第6代麻績村長として就任されました。議員一同、お喜びを申し上げますとともに、これからも麻績村の発展のため、ご活躍されることをご期待申し上げます。

新村長として初の議会でありますので、ここで、ご挨拶を兼ねて所信表明を行ってください。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 平成22年第1回麻績村議会臨時会開会にあたり、議員並びに村民の皆様へ、ご挨拶申し上げます。

私は、昨年12月20日の村長選挙におきまして、村民皆様の多大なご支援とご理解を賜り、村政を担当させて頂くことになりました。

この場をお借りいたしまして、皆様へ心から感謝申し上げますと共に、改めて責任の重さを痛感しております。今後はこの初心を忘れることなく、麻績村発展のため、全身全霊を傾けて取り組んでいく覚悟でございます。

さて、これからの自治体は、複雑・多様化する地域課題を厳しい財政状況の下で、自己責任・自己決定により解決できる、創造性に富んだ力強い行政運営が求められます。

村民の皆様が住んでいて良かった、これからも住み続けたい、そんな想いを抱いて頂ける麻績村、そして将来に夢の持てる、希望の持てる麻績村、明日へつながる元気な麻績村を目指して参ります。そのためには私自身が的確な舵取り役を担うことはもとより、議員各位、村民皆様、そして行政関係者の叡智とお力を集結して、協働の村づくりが不可欠と考えております。

私は、この度の選挙戦において、次のお約束をさせて頂きました。

次代を担う子供たちが伸び伸びと健やかに育ち、お年寄りの皆さんが敬愛され元気に生きがいを持ち、障がいをお持ちの皆様が安心して過ごせる、そして、若い皆さんが10年、20年先に夢を託して暮らせる村、そんな麻績村を目指して参ります。

そのために、

- 一、自立で元気な麻績村へ
- 二、若者が定住する麻績村へ
- 三、高齢者や障がい者にやさしい麻績村へ

この三つの基本方針をお示しすると共に、具体的な施策もお示しいたしました。

これは、私と村民皆様とのお約束であり、皆様から信託を受けた公約と考えております。私は、今後4年間、全力を挙げてこれらの実現に努めて参る所存であります。

私の村政運営の基本となる村づくりの三つの基本方針について述べさせていただきます。

まず、一つ目は 自立で元気な麻績村へ です。

筑北村との合併問題につきましては、新合併特例法が今年度末で期限切れとなる中で、麻績村といたしましては合併効果が期待できない。このことから、当面は自立路線を歩むことといたします。

筑北村は新村建設計画に沿って、また麻績村は自立計画に沿って、それぞれ10年間の村づくり事業が進められております。これら計画の効率的な進展と、両村共通の課題解決には、緊密な友好連携をもってあたり、地域全体の発展を目指して参ります。

集落や地域コミュニティー活動の支援、都市との交流・姉妹提携などを行う仮称「ふるさと元気づくり事業」の実施、ふるさと納税制度を活用しての仮称「信州麻績村応援団」の設立を行います。

そして、観光事業を活性化させるため、別荘利用者との交流と協力体制の構築、聖湖畔の景観整備、スキー場の存続、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど新たな観光商品の開発・誘客、シェーンガルテンおみの庭園整備。これらを行うと共に、現行の指定管理者制度を見直すなど経営の効率化も図って参ります。

また、村史の補遺編纂に着手、貴重な遺構・遺物等の保護・保全。これら地域の歴史や文化を大切に参ります。

これらにより、麻績村に住む皆様が地域に誇りを持って暮せる元気な麻績村を目指します。

次に、二つ目は 若者が定住する麻績村へ です。

村づくりの基本は、若者の定住にあると考えております。

若者向け賃貸住宅の建設、空家情報の収集と提供、道路や水道施設など生活環境の整備。これらの若い人たちが住みやすい環境を整備いたします。

地域資源活用型の起業活動を支援、既存企業支援と企業誘致など、制度を活用しながら働ける場の確保にも努めます。

優良果樹品種普及助成、都市との直結農業、加工施設の有効活用など、関係機関と共に農業振興に努めます。

次代を担う子供たちの健やかな成長のために、心豊かでたくましい子育ては麻績村で。これをテーマに幅広い子育て支援施策を実施いたします。

出生から保育園、小学校、中学校までの子育て支援システムの一元化、心の相談員やスクール・カウンセラーの配置、小・中学校に情緒障がい、知的障がいの学級開設を支援します。

そして、新たな試みとして、大自然の中で思いきり遊ばせ、生きる力や豊かな感性を養うことを目的にした、仮称森の学園を開設します。

森の学園とは、幼児期から多様な運動能力を開発したり、情操豊かな子供を育てるために、保護者、学校、行政、住民皆様が一体となって、恵まれた大自然を活用して行う屋外の実践学習です。

また、学童交流、学校姉妹提携、近隣学校との共同行事など交流教育を推進すると共に、村長を囲んで気軽に意見を交わす子育て教育車座懇談会を開催します。

筑北村を含めての学校統合問題につきましては、関係機関、検討委員会等の意向を尊重し、また村民の皆様の理解を得てより良い方向へ進めて参ります。

そして、三つ目は 高齢者や障がい者にやさしい麻績村へ です。

高齢者が、敬愛され、生きがいを持って、健康で安心した生活を送れるよう、幅広い福祉施策を充実して参ります。

特に、一人暮らし高齢者への支援充実を図ります。また、高齢者に優しいデマンド・タクシーの検討、高齢者学級の充実など進めて参ります。

また、障がい者のご家庭や地域、行政が一体となって、障がい者の自立を支えて行く仕組みを創るため、共同作業所の充実支援などを行って参ります。

また、麻績村には山積する課題が多くありますし、今後新たな課題が生じ

ることも予想されます。これら諸課題に対しても先送りすることなく、同時進行で取り組んで参ります。

以上、村政運営につきまして、私の所信を申し述べさせて頂きました。

今日、地方は大きな転換期を迎えております。村行政も住民要望に応えるだけの、待ちの村政運営から、将来を見据えた、攻めの村政運営への施策の転換が必要だと考えております。そのために、村民の皆様との積極的な対話と、村民目線に立った村政運営を進めて参ります。

今後4年間での公約実現には、多くの困難が伴うことが予想されますが、政策具現化に向け、職員共々全力で取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様を始め、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 村長のあいさつ、所信表明が終わりました。所信に対する質疑は別途行う予定でありますので、順次議事を進めて参ります。

諮問第1号の審議・採決

議長（宮下光晴君） 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題とします。

暫時休憩宣言

議長（宮下光晴君） ここで人事案件でありますので、暫時休憩とし、全員協議会にて提出者より説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。それでは暫時休憩とし、全員協議会を委員会室で行います。

・・・暫時休憩・・・

再開

議長（宮下光晴君） それでは会議を再開いたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて の提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員に根尾の宮下忠男氏に委員となってお活躍いただいているところでありますが、この3月31日を以って3年の任期満了を向かえるところであります。

つきましては、後任に野口の吉野仰氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。諮問第1号について、質疑のある方の発言を求めます。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） それでは、諮問第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第1号の審議・採決

議長（宮下光晴君） 日程第5 議案第1号 平成21年度麻績村一般会計補正予算 第5号 について を議題といたします。

ここで、本議案とは直接関係しない部分もあろうかと思いますが、村長の

所信に対する質疑を議案審議に先立ち行いたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異義なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異義なしと認めます。質疑の方法については、通告事項により、順次質問を行い、議員1人当たり質疑答弁を含めての持ち時間は10分程度と決定しております。スムーズな議会進行のため目安として時間を表示いたします。

また、質問者及び答弁者はそれぞれ自席で行ってください。

質問の内容等については、通告事項に従って質問をお願いします。

議長（宮下光晴君） それでは、5番議員の質疑を許可します。

5番 小山福績議員。

5番（小山福績君） 5番 小山福績です。

平成21年12月28日、村教育委員会へ村教育検討委員会から答申された内容について村長さんの考えをお聞きしたい。

麻績村に住んで良かった、麻績村に住みたい、子育て支援等の村長の言われる村づくりを実行されるには教育問題は重要な課題の1つであると考えます。答申内容を簡略して捉えると保育園、小学校は当面の間、現状でよいと、中学校についてはいずれ統合が望ましい、このような方向と思います。10年から20年後の麻績村を見据えた中で子供達、保護者の皆様にとって一番よい方法を見つけなくてはなりません。私も検討委員会メンバーの1人として、平成21年3月から12月までの間、7回の会議に出席いたしました。私としては近い将来統合すべきと考えますが、筑北村との協議も必要であり、難しい問題です。この事に対し、村長さんの方向性をお聞きしたい。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 5番 小山福績議員の教育問題の今後の方向性について答えさせていただきます。

麻績村教育委員会から麻績村の教育環境の今後の在り方について諮問を受け、平成21年3月7日に発足した麻績村教育問題検討委員会では審議を重ね、平成21年12月28日に教育委員会へ最終答申を行いました。現在、教育委員会において幅広い審議が行われていると聞いております。近い時期に村長へ提言されるものと思っております。私は麻績村の教育環境の今後の在り方につきましましては、長きに亘り幅広く研究・検討をされた内容について

尊重していきたい。小山委員さんを始め、専門の皆様には研究・検討していただいた内容を尊重していきたいという考え方であります。

ただ、学校の統廃合ということにつきましては、理想論だけでは進まないという現実も承知しております。村民の皆様にご理解の得られるような方向を探る、このことも併せて行っていかなければならないと感じております。

また、過日筑北村長との懇談で、学校問題については新年度の早い時期に両村で話し合う機会を持つのではないかとということで一致しております。

10年、20年後を見据えた村長の考えは、というご質問ですが、具体的な統廃合についての事につきましては、現在教育委員会でご審議中でございます。私から今の段階でそれらのことに考えを示すということにつきましては、控えさせて頂きたいと思うわけでございます。と言いますのは、教育委員会の審議に際し、私の意見が支障をきたすということではいけないと感じておりますので、現時点で統廃合についての考え方を示すということは控えさせて頂きたい、このように思うわけでございます。

いずれにいたしましても、学校問題ということにつきましては、将来を担う子供達のために大変重要なことでございます。村民の皆様と共により良い教育環境を求めて努力していくつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山議員君） いずれにせよ、未来ある子供達にとって最良の選択をすることが我々大人の責任であると感じます。十分に議論をして保護者はもちろん、村民の納得のいく方向性をお示し頂きたい。終わります。

議長（宮下光晴君） 続いて、4番議員の質疑を許可します。

4番 坂口和子議員。

4番（坂口和子君） 村長の村政運営の基本姿勢の根拠となる指針は村長のお考えの中に当面は自立路線で進むということであり、その基本方針は第5次麻績村振興計画の目標として作られた自立計画が尊重されると思ひます。第5次振興計画は平成15年度から24年度の10年間を基本構想としており、残すは3年となっています。同時に自立計画もそれに準じています。国でも政権交代に伴い、地方自治法の一部改正も予定されていることから、村長の4年間のマニフェストと思ひますが、麻績村の自立計画の見直しはされますか。まずそれをお伺ひいたします。

続いて通告に従って。まず、村の地域資源とはどのような事を指していらっしゃるのでしょうか。また、その活用に伴う活性化の構想は理解できましたけれども、具体的にどのような取り組みがあるか要点だけでもお示し

いただければと思います。

続いて、村の人口構造は少子高齢化、高齢化率40%で、村の活性化構想にエネルギーとして村民の力を結集するためにはどうするか。共同の村づくりをなさるといふ方針に従ってそれにはリーダーが必要となると思いますが、その人材育成と人材発掘をどのように考えていらっしゃいますか。

また、基本姿勢の中で言われた厳しい財政下においては自己責任、自己決定により創造性に富んだ力強い行政運営をしたい旨ではありますが、自己責任、自己決定をするということは、村民一人一人が参画せねばならないと思います。その方法の1つに村の予算、即ち財政をしっかりと村民に知ってもらう必要があります。地方分権一括法は地方自治を直撃し、ますます自分達の住んでいる所は、自分達の力でということになりましょう。村の健全財政を保ちながら財政効果を上げるには村の予算編成にあたって、最も住民に関係する予算からでも、例えば公民館の予算などは住民の考えを組み込みながら立てるとか、もっと規模を拡げれば農業政策予算なども農業委員会の方や村民の方の考えも含めた予算立てをする、こんな事ができればそこに参画する、参画すれば責任を伴う、責任が伴えば真剣に取り組むなど、嘗てない村の取り組みになると思います。但し、この事を実現させるためにはそれなりの準備も必要であろうし、村民の理解と積極性が大切になると思います。今後の緊急課題ではありますが、全国でも小規模自治体で村民の声を反映させながら、特長ある村づくりをしている所があります。この提案もいたしますが、時間がありませんでしたらお考えを伺います。以上であります。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 4番 坂口和子議員のご質問に答えをさせていただきます。

まず、自立計画の見直しについてという最初のご質問ですけれども、自立計画のみならず振興計画、そしてその他のもろもろの関連するいくつかの計画が村にはございます。これらにつきましてはその都度、必要に応じて内容の見直しをさせていただきますのでお願いいたします。

最初のご質問からお答えさせていただきますが、計画の基本は住民と共同のまちづくりの推進であり、村づくりの重点を置いている1つが地域資源を活用した村づくりであるということでございます。私は村づくりとは地域が、そしてそこに住む人々が豊かになることだというふうに考えております。人々が物質的に精神的に豊かになるためにどうしていくか、その方向付けをリードしていくのが行政に課せられた仕事ではないかと思っておるわけでありませう。地域資源を活かすこと、そして都市との交流を図るといふこと、これに

より人、物、文化、このようなものが交流する。これが地域を豊かにしていくのです、ということをお願いしたいわけでございます。このことを今、本腰を入れて取り組んでいきたい、というのが私の考え方であります。幸い、麻績村には聖高原というブランドがあります。先人達が築き上げて参りました観光による村づくりの成果、こういったものがあります。観光を村づくりの観点で捉え、村にある全ての素材を観光資源として都市との交流を盛んにしていく。そして、より多くの村民が参加していくこと。今、この事が必要になっていると考えておるわけでありまして。具体的には果樹あるいは畑作農業の振興、郷土歴史や文化の保全、観光施設の整備と活用、そして、ふるさと納税制度を活用して都市人との交流、更には教育部門での交流、姉妹提携、このようなものを進めて参りたいと考えておるわけでございます。このようなことで地域が元気になっていくこと、これを期待しておるわけでありまして。

次に2つ目のご質問についてお答えしたいと思います。村づくりは人材育成が大切。この事は当然のことだと思っております。併せてこの事がなければ良い村づくりはできないというふうにも考えております。多くの人々が心を一つにして事に当たる、この気持ちになること。この事も大切だと思っております。この問題につきましては私自身がこれから私の責任でやっていかなければならないものであるというふうにも考えております。

さて、その人材育成の具体的なことでございますが、仮称ふるさと元気づくり事業、このようなものを早くスタートさせまして集落や地域のコミュニティ活動、これらを盛んにしたり、そしてまた都市との交流、姉妹提携、このようなことを進める中で村民の皆様実践参加をして頂く、このことで育ってほしいということをお願いしておるわけでありまして。従来型の行政が全てをお膳立てして、そしてそこに皆さんに参加して頂くといったのではなく、坂口議員さんがおっしゃられたとおり最初の計画の段階から参加して頂く。このことが村民参加の村づくりになり、そしてそこに参加する皆さんが自ら人づくりができていくということになるのではないかと考えております。また、子育て支援、これらの施策につきましても同じことで、皆様の参画により人材が育っていくというふうにも考えております。当然、知識や技術の習得、あるいは研修や視察このようなことは必要だと思っております。これらも必要に応じて実行させていただきますが、まずは計画の段階から多くの皆様に参加をして頂く、この事が大切であるというふうにも思っております。村づくりが成功するかどうか、これらにつきましては今後、全力を尽くして参りますが、先進事例等を参考にしながら進めて参りたいと思っております。先進地には必ず民間のリーダーがおります。ご質問のご趣旨に合いますように、またご提言がございましたように人づくりに全力を尽くして参りたいと

思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（宮下光晴君） 続いて、2番議員の質疑を許可します。

2番 高野長男議員。

2番（高野長男君） それでは、指定管理者制度の見直しについて質問いたします。

観光事業を活力あるものとし、村の活性化に繋げたい。そして複雑な会計方式を一本化し村民にも分かり易い。そんなことから平成18年に観光事業研究検討委員会が発足いたしました。結果、開発公社を指定管理者にとの答申を受け、現在に至っておりますが、村長は村が主体性を持ち、観光事業を直営にするとの表明がありました。そこで3点お伺ひいたします。

第1点目は直営にすれば何がどう良くなるのか。現在の指定管理者制度のどこが悪いのか。

第2点目は観光事業が直営になれば開発公社をどうするのか。

第3点目は検討委員会を立ち上げて、協議する考えはあるのか。

以上3点についてお考えをお伺ひいたします。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 2番 高野議員のご質問に答えさせていただきます。

指定管理者制度とは地方公共団体や外郭団体に限られていました公の施設の管理運営、これらを民間事業者やNPO法人、ボランティア団体などに委任することができるということで、自治法が改正になりできました制度であります。住民サービスの向上や経費の節減、これらを狙うという目的で発足しているわけでございます。麻績村では平成20年度から財団法人聖高原開発公社を指定管理者として観光施設を一括して管理運営を委任しておるわけでございます。

しかし、その実体、決算等を見ますと村も公社も非常に厳しい状況になっておることはお分かりのことと思ひます。村民に分かり易い仕組み、民間活力による効率運営、時代を先取りした観光事業の展開、これらを目指したわけではございますが、2年目の三四半期、昨年12月ではございますが、実績をみますと当初の狙いとは大きくかけ離れた状況となっております。原因の一つとしましては施設の管理だけでなく、運営理念や経営方針まで委任していること。しかも全施設を一括委任していること。この辺にあるのではないかと考えておるわけであります。指定管理者制度導入による費用対効果、サービス水準の推移、指定管理者の経営状況の推移、指定管理者の業務執行内容、これらを見ますと早急に見直しが必要と考えておるわ

けでございます。この制度への移行にあたりましては多くの皆様のご努力とお力添えに深く感謝を申し上げるわけでございますが、今後の観光事業の活性化のためにどうしても見直しが必要であると考えております。議員がおっしゃられたとおり観光事業を村の直営にする。その考え方で麻績村は観光事業を村づくりの基本に据えてここまでやってきました。それによって多くの効果がもたらされております。このことは皆様ご承知のことかと思えます。民間業者が参入し難い麻績村の観光事業。これらについてはどのような形を採ろうか、公社に任せようか、あるいは村がやろうか、最終的には全て村が責任を持たなければならないことでもあります。そして、このことは村の福祉の向上に繋がらなければならないと、村の振興に繋がらなければならないと、このように考えております。

ですから、一旦、観光事業の運営方法につきましては見直しをさせて頂きまして、村が観光に関わる、その目的が達せられる、狙いが達せられる仕組みにしていきたい考えであるわけでございます。

見直しの方針といたしましては、観光事業を村づくり事業として捉えること、経営実態を村民に見え易くすること、そして公社も健全な方向付けがなされること。そして、併せて時代のニーズ、これらに素早く対応できる仕組みになること。これらが見直しの方針であるわけでございます。具体的には公社運営が適する事業は公社があたり、それ以外は一旦、村が運営にあたるということを現在考えております。詳細につきましては早急に案を示させて頂くべく、現在検討に入っておりますが、議会並びに公社理事会でご協議を頂くことになると思えます。何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

そして、これにつきまして、検討委員会等の設置はとのご質問ですが、もう既に結果と言いますか、実績は出ているわけでございます。これらにつきまして、議会、あるいは公社の理事会ご検討していただければ、自ずとその方向がわかるのではないかと、出てくるのではないかとということでございます。改めて検討委員会等の設置については現在のところ消極的な考え方でございます。

尚、さきほどの更なる具体的な数値的な事を示せよ、ということもございましたが、それらにつきましては現在検討しておる最中でありますので、もうしばらくお待ちを頂きたいと思っております。以上でございます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 今の答弁ですと、直営と開発公社と二通りでいくという答弁でございましたが、そうするとまた元と同じように開発公社を隠れ蓑として会計が不明瞭になるのではないかと懸念されるのですが、不明瞭に

ならないかお聞かせ頂きたい。

それと検討委員会等は消極的だと、設置しないとの答弁でございましたが、何故そんなに急ぐのかお考えをお伺いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 業務の内容を公社と村にどう分けるかということでございますが、実はその前に公社の見直しにつきまして、近い時期に見直しをしなければならない時期になっていて、これは所謂、法律の改正等でありまして、現行の公社のままでは今後やっていけないということになってきております。所謂、公社認可が下りないということになって参ります。

そのようなことから、公社の在り方等について当然検討しなければならない時期に参っておるわけでございます。今後の公社の在り方等につきましては検討していく機関等で検討していかなければならないであろうというふうに考えております。

私が消極的だと申し上げたのは、今公社に委任しています業務についてどのような振り分け方をするとか、あるいは指定管理をどのような形で縮小する、あるいは契約を途中で切っていくとか、その辺については検討委員会等の特別な委員会を設けることについては消極的だと申し上げたわけでございます。

尚、後のご質問ですが、会計等が不明瞭になるのではないかとこの事でありましたが、それは決してないような形をとっていけるというふうに思っております。そうでございますから、現在、決算の中で総額幾らで委託と委任をしているかという数字の中身を知るためにも非常に複雑な書類となっております。そのような複雑な書類になるわけでございますが、いずれにいたしましても公社と村との関係は明確にできると思っております。以上でございます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 村長の熱い想いはよく伝わりました。議会としても深く協議したいと思っております。以上、質問を終わります。

議長（宮下光晴君） 続いて、7番議員の質疑を許可します。

7番 尾岸健史議員。

7番（尾岸健史君） ただ今の村長の所信表明の中で2点ほどお伺いしたいと思えます。

まず1点はふるさと納税制度の活用、仮称「信州麻績村応援団」の設立、2点目はこれに関連しますので敢えて質問はしますけれども、道路、河川、砂防、上下水道などの生活環境の整備について、でございます。

はじめにふるさと納税制度の活用でございます。この制度は私の知る限り

では平成20年4月に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、地方間の格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するために導入された制度と心得ております。故郷出身者、あるいは地域を愛する方達に支援と協力を寄付という形をお願いし、寄付額に対しての一部を税金控除の対象とするものと理解しております。麻績村でも平成20年4月に条例を制定し、同年12月には故郷の応援寄付金取扱要領が制定されております。

しかし、制度の活発な推進と村内外に向けた情報発信は未だなされていないのではないのでしょうか。ちなみに県下各地では既に活発に活動している自治体も見受けられます。本制度は財政上の補填のみだけでなく、地域の特性を活かした魅力溢れる麻績村を創造し、村外に向け情報発信をするまたのない機会になるものと思われれます。とりわけ老人から子供まで多くの村民が行政への提言や検証など積極的な村政への参加の機会を得るとともに、村内に埋もれている人材発掘にも繋がり、10年、20年先を見据えた村づくりの礎になるものと思われれます。本制度の効果を発揮するために、速やかな組織づくりとビジョン、あるいはテーマの策定並びにこれらを麻績村のホームページに掲載するなどの情報提供を積極的に行い、村外の故郷出身者に理解と協力を頂くことが緊急の課題ではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。本事業の効果についてはどのようにお考えでしょうか。次に実施の行程計画についてはどのようにお考えか。次に組織作りはどのような構想をお持ちでしょうか。多くの村民の声を反映させる方法についてはどのようにお考えか。それからこれに関連しますので都市との交流、姉妹提携を行うふるさと元気づくり事業との関連性についてはどのようにお考えか。以上5点についてお考えをお伺いいたします。

次に道路、河川、砂防、上下水道施設などの生活環境の整備についてであります。国の平成22年度予算フレームによりますと、公共事業費は大幅に削減され、継続事業を抱える地方にあっては地方交付税により補填するという事を聞いております。

しかしながら、地方交付税や国庫および県支出金が財源の大半を占める我が村にとって、今後の事業推進に大きな影響を及ぼすのは必至と、懸念するところであります。若者が定住する村づくりにおいて、安心便利な通勤網の整備と企業誘致に必要な道路網や水道の整備、並びに老人、子供そして障害者の介護にあたっているご婦人方が、安心して安全に暮らせる生活環境の整備は必要不可欠と思われれますがいかがでしょうか。

そこでご質問でございますけれども、国ではコンクリートから人へを基本方針のもと、公共事業を削減しておりますが、道路、河川、水道等の生活環

境整備につきまして、現在の財政状況及び整備状況を踏まえた中で、今後の整備方針とこれら事業のフォローアップについてどのようにお考えかをお尋ねいたします。以上。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 7番 尾岸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、最初に自立で元気な村づくりについて、ふるさと納税制度についてのご質問に対して答えさせていただきます。ふるさと納税とはこの地に住んでいない人が生まれ育った故郷に貢献したい、関わりある地域を応援したいということで地方公共団体へ寄付した場合に税額が優遇されるというものであります。地方で生まれ育った人達が、都会に出て就職をしてそこで納税をする。彼らを育んだ故郷には税収はなく、恵まれた都会だけが税収を得るのは不公平だと、このような発想から設けられた制度であるわけでございます。内容は寄付金の5千円を超える部分について、個人住民税の1割を限度として所得税と併せて全額が控除されるというものであるわけでございます。この制度そのものによる寄付金総額は決して村財政を潤す額にはならないと思うわけでございますが、それ以上に大きな効果が期待できているわけでございます。例えば、寄付をされた方へは村施設への利用優待券を出す。更に一定額以上の寄付をされた方へは地域の特産品を全国に宣伝していただくために村の農産物や加工品を送る。そして、特別なイベントにはご招待申し上げるなど、このような事で麻績村ファンは必ず増えていくはずで、都市との交流も活発になっていくはずで、このような事により地域は豊かになっていく、このように思うわけでございます。そしてまた、これら寄付金につきましては村づくり事業にも役立つ事ができる、このように考えております。麻績村から都会へ移り住んでいる人や麻績村と関わりのある人は全国に多くいらっしゃいます。行政と村民が一つになって全国へ向けて呼びかければ大きな成果が期待できるということを感じております。併せて地域コミュニティや都市との交流、姉妹提携、これらを推進する仮称「ふるさと元気づくり事業」、これらの事業と連携してより効果が上がるということを考えております。さきほど4番坂口議員さんからのご質問にもございましたが、このようなソフト事業を主体とする村づくり事業、これらは関係する各課、係を横断して事業を進めることが必要であると考えております。現在のような縦割りの組織だけでこのような仕事が上手くいくとは考えておりません。そのために庁内事務組織の充実、このことも図っていきたくと考えております。そして、併せて村民にご参加いただく仕組みも考えていくという事でございます。ふるさと納税制度につきましては今後、先進地事例を参考にして早急

に具体化に努めて参ります。

次に2つ目の道路や河川、上下水道等の生活環境整備についてお答えをいたします。生活環境の整備は、只今おっしゃられたとおり住民福祉の向上という観点から行政の重要な仕事であります。現在、ハード事業については色々言われていることは承知しておりますが、全てが不要ということは私は決して考えてはおりません。当村におきましては計画に沿って整備が進んでおりますが、まだまだ充分とは思っておりません。主要村道の拡幅と改良、水道施設の整備、河川水路橋梁の整備、情報網の整備、更に国道県道の改良促進、これら多くの事業が控えております。今後、財政状況は益々厳しさを増していくということでございますが、優先順位に従い有利な制度や起債活用しながら順次整備をして参ります。また、国、県に関わる事項につきましては関係機関等へ積極的に働きかけて参ります。議員の皆様も是非とも一緒に整備促進にお力をお貸し頂きたいと思っております。生活環境の整備が順調に進展しますように格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。以上でお答えとさせていただきます。

議長（宮下光晴君） 尾岸健史議員。

7番（尾岸健史君） 速やかな対応をするという回答を頂ましたが、村民の老人から子供まで全てが参加できて、その声を反映させる。麻績村は元気でやっているな、魅力ある麻績村だなあ、ということが県内外の麻績村出身者に、あるいは麻績村に興味をお持ちの方に情報を発信していく、そういう制度を求めているので、迅速な対応をお願いしたいと思っております。以上で質問を終わります。

暫時休憩宣言

議長（宮下光晴君） ここで休憩をとります。15分間休憩をとります。

・・・暫時休憩・・・

再開

議長（宮下光晴君） 会議を再開いたします。

議長（宮下光晴君） 続いて6番議員の質疑を許可します。

6番 宮下聡議員。

6番（宮下聡君） 先の質問通告により質問させていただきます。

まず、最初に子育て支援施策の充実についてで、若者が定住する麻績村をつくる施策としてまず大切な事は、子育て支援の充実を図ることが不可欠で

す。安心して子供を生み、育てる条件としてまず進めることは子供の医療費無料化だと思います。麻績村ではこれまで乳幼児から就学前までの無料化、更に21年から小学校卒業まで医療費の無料化を実施してきました。今年度からは是非、中学卒業までの医療費無料化を是非、お願いをしたいと思います。多くの関係住民が要望をしております。県下80の市町村中、平成21年8月1日現在、中学卒業までの医療費無料化が37市町村で約46%が実施をし、子供達の医療費の軽減のために実施をしております。麻績村でも是非、前年度に続いて中学生までの医療費無料化の実施を要請したいと思います。村長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、高齢者・障害者の交通対策ですが、まず高齢者・障害者等、特に足の不自由な人、また村営バス等々のバス停まで遠い方など、もちろん健常者も乗れるデマンド・タクシー事業の導入に向けた検討が急務な状況にあります。現制度の見直しも考えていかなければならないのかと思います。是非、新年度に向けて検討に入ることを要請いたします。村長のお考えをお聞きします。

次にタクシー業への対応についてであります。現在、麻績村に営業しておりますタクシーは利用者の減少で経営が悪化の状況の中、営業の廃止も視野にあるべき方向性を模索中とのことです。その改善を図るために麻績村にも最終要請とも言われる要望書が昨年12月3日に村長宛に来ております。タクシー業は村民の大切な交通機関となっております。麻績村におかれましても聖高原の観光地を控えている、そういった村外からのお客さんが多く利用されております。非常に重要な交通機関と位置づけられております。さきほどのデマンド・タクシー事業との関連もありますので是非、この麻績村に駐在し、営業しておりますタクシー業に対する対策を早急にやらなければならないことが現在求められているわけでありまして。どうかデマンド・タクシー事業との関連もありますので村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 6番 宮下聡議員さんのご質問に答えさせていただきます。

最初に中学生までの医療費の無料化についてお答えをいたします。私は若者の定住に向けて、幅広い子育て支援施策を公約に掲げさせて頂いたわけでございます。地域の子供達が健康で情操豊かに学ぼうとする心、郷土を愛する心、厳しい社会を生き抜いていける力、これらを身につけて育ってほしいという願いからであります。その中で、中学生までの医療費の無料化については謳ってはございません。その理由はこのような施策も重要とは存

じます。しかし、それ以上に今、急ぎたい事業があると考えております。お子様の医療費の支払いに困っておられるご家庭もあるという事も聞いております。これらにつきましては、個別の対応も可能であるというふうに考えております。私は、情緒障がいあるいは知的障がいあるいは発達障害、これらの子供達への対策、幼児期から健全子育て支援施策、これらを優先していきたい、急ぎたいと考えておるわけでございます。限られた財源の中で、時代を担う立派な子供達を育てていくには、多くの施策が実施されなければなりません。ご提案のご趣旨は充分理解できるわけではございますが、検討はしばらく先にさせて頂きたいと思うわけでございます。

2番目のご質問でございます。高齢者・障がい者の交通対策についてのご質問でございますが、高齢者・障がい者にとりまして交通手段の確保は深刻な課題となっております。バス路線から離れた地域、車を運転できないお年寄り、通院や買い物に困っております。特に家族のいない一人暮らしの皆さんにとっては深刻な問題であります。このような悩みを解消しようということで近年各地で始まっていますのがデマンド・タクシーでございます。デマンドとは需要とか要求とかそのような意味でございますが、事前に予約をして、そして自宅からあるいは所定の場所から行きたい場所まで低料金で利用できる、所謂予約制の乗り合いタクシーということであるわけでございます。先進例では乗車率の少ない路線バスからデマンド・タクシーに切り替えて、そしてそれを市町村や公共的な機関、あるいは民間のタクシー、このようなところが運営しておるわけでありましたが、きめ細かなサービスで成果を上げている所もございます。また、多くの課題を抱えておるという所もあります。現在、麻績村ではバスを運行しておるわけでございますが、バス路線から遠く離れた所に住むお年寄りの皆さん、あるいは障害をお持ちの皆さん、この皆様が外出が容易にできるようになれば、健康増進や生きがいにも繋がっていくはずでございます。路線バスの維持だけにこだわらず、新たなデマンド交通を検討すべき時に来ているのではないかと考えておるわけでございます。議員がおっしゃられたとおり、早急に検討に入りたい。これには事前の調査等も必要でございますから、できれば新年度にこの検討をしてみたいと考えております。これは事前の調査ということでありまして、事前の調査をしてから今後の在り方を探るということになろうかと思っておりますが、その事についてできれば新年度でやっていきたいと考えておるわけでございます。

次に駅前の民間タクシー会社の件についてお答えをいたします。駅前のタクシー会社は厳しい経営が続き、このままでは撤退もあると聞いております。駅前からタクシーがなくなるということ、このことは村民にとりまして非常に困ることでございます。このような事のないように早急に検討をさせて

いただきます。この件につきましては、既に筑北村長さんとも相談をして現在、両村の事務レベルで検討に入っております。早い時期に支援の内容等をお示しすることができると思っております。新年度予算においてタクシーの存続について何らかの形をとっていきたいと思っておるわけでございます。今後とも議員の皆様におかれましても格段のご協力をお願いしたいと考えておるわけでございます。以上、お答えをさせて頂きました。ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下聡君） 子育て支援施策の中での中学生医療費の無料化につきましては、いろいろの子育て対策もあるわけでありますが、どうか若者が定住する麻績村をつくるために是非、この無料化を実現の方向で進めてほしいと願うものであります。

次に高齢者の交通対策につきましては、障害者も同じですが、この問題に今のタクシー営業への対応と一緒に考えて、早急な対策が求められていると思います。どうか研究検討委員会等を設けていただいて、このタクシー業を麻績村、筑北村で営業して地域の足の確保のためにしていくような対策を村として早急に求めるものであります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 続いて、3番議員の質疑を許可します。

3番 若林今朝路議員。

3番（若林今朝路君） それでは私の方からこの自立路線、高齢者対策、こんな形で通告をしてございますが、同志の皆さん方、大分ご質問されておりますので、私の方からは特に今、村長さんの方から所信表明いただいた中での言葉の表す意味、この関係等々について2、3お尋ねをいたしまして、後は所信表明の中身については3月以降の定例議会においてまた論議していきたいと考えておりますのでお願いしたいと思っております。

まず自立路線についてであります。所信表明にもございますこの自立については当面自立路線を歩んでいくと、こういうような表明がございました。特にこの中で10年間の村づくり事業、こういったものを進めているこんな形の中で、当面の期間というのがそれに該当する期間なのか。また、両村の財務運営の相違改善、こういったものが改善された時、この当面というものがされるのか。こちら当面とは、どのくらい期間を指すなのか。第1点、そのお考えをお聞きしたいと思うわけであります。

2点目であります。所信表明の中でも合併問題等々、両村の共通課題の解決は緊密な友好的な連携をもってあてる、こういう形でございます。仮にこ

の過程の中で筑北村から合併協議の申し出があった場合、これを受けて立つのか、また当面自立だという形で NO と言うのか、また自立路線だということを先に表明していくのか。ここのところのお考えをお聞かせいただければと思います。

3点目であります。村民との関わりの中でございますが、村民皆さんと行政が力を結集して共同の村づくりが不可欠だという表明がございました。特に教育問題等々については、村長を囲んで気軽に意見を交わす子育て教育車座懇談会、こういったものを開催しながらそれぞれ村民の意見を聞いていくというような表明がございましたが、特にこの4年間、合併問題なり教育問題なり観光問題なり、それぞれいろんな重要な課題が山積しておりますが、村民との関わり、話し合い、又は理解を得るための意見交換、こういったものをどのように進めていかれるのか。こんな形で3点お伺いしてみたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 3番 若林今朝路議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1つ目の自立路線についての答えをさせていただきます。現在、麻績村は自立計画、平成17年度から平成26年度、これに従って自立路線を歩んでおるわけでございます。特に厳しい財政状況を想定した財政計画では事務的経費の削減を図り、より簡素で効率的な財政運営に努め、できる限り住民に負担を転嫁しない、このような方向となっております。

一方、筑北村は財政力の弱い三村にとって合併という手段が将来の自立の道に最も近い方法だということで新村建設計画を立て、これに沿って新たな村づくりを進んでおるわけでございます。このように両村はそれぞれの計画の中で現在進んでおるわけでありませう。

さて、ご承知のとおり合併に対する国の優遇制度、これにつきましては今年度末で無くなります。そして、合併することにより地方交付税が減額になるなど財政は厳しさを増すということにもなるわけでありませう。筑北村さんとの財政運営の相違、これにつきましては以前大きなものもございませう。このような中で合併をしなければ解決ができないという行政課題が今、見当たらないのではないかと申すに私は感じておるわけでありませう。さて、その当面ということでございますが、合併に対する今申し上げました多くの懸念材料がございませう。これらがある程度払拭されるまでには時間が必要だということに申すに考えておるわけでありませう。それまでの間を当面と申すに頂きたい、そう申すに考えておるわけでありませう。

次に、筑北村から合併協議申し出のあった場合の対応ということについてお答えをさせていただきます。先日、筑北村長さんとの懇談で、両村発展のために友好連携を深めていきましょう、ということで一致をしたわけでございます。その際に、合併に対する考え方は私も飯森村長さんも温度差がございました。しかし、お互いの考え方には理解を示したというふうに思っております。私が当面、自立を公約にした理由もご理解を頂いたものというふうに思っております。私も決して合併の否定論者ではございません。先程申し上げましたように時が来ればこの地域は一つだということは考えております。このような私の考え方もご理解を頂けたというふうに思っておりますので、麻績村に対して合併の申し出、正式な申し出というものは、しばらくはないのではないかというふうに思っております。また、そのような事があった場合には、また私の考え方をその時点で申し上げさせて頂きたいと思っております。

次に、教育と合併についての考え方でございます。これにつきましては、5番 小山議員からのご質問にもございましたが、教育問題につきましては、合併とは切り離して考えていきたいというのが基本であります。これは学校運営ということにつきましては以前、麻績村と旧坂井村、そして旧坂北村、旧本城村のそれぞれ二村で組合事業等で充分対応できてきたということを確認しております。今、これからの学校問題、教育問題についての村長への上申があると思えます。理想とする形というものは必ずしも村民皆様に受け入れて頂けるかどうかということは疑問であるということも認識しております。そのようなことから只今議員がおっしゃられたとおり、いかに村民にご理解頂けるかということが村長としての大きな仕事になるというふうに考えております。これにつきましては色々な機会をとらえ、村民と共にそして村民の皆様にご理解を頂き、そしてより良い方向を探っていきたい、このような事を申し上げさせて頂きたいと思うわけでございます。以上、答えとさせていただきます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） それぞれ3点言葉の意味、こういった形の中でご答弁いただきました。特に我々議会としても協同、こういった形の中で心を合わせ、力を合わせ、助けあっていくんだという形の中で進めていきたい、このように考えておるわけでありまして。時間もあれでございますので、一応高齢者対策等々については次回の一般質問でさせて頂きたいと思えます。ありがとうございます。

議長（宮下光晴君） 続いて、1番議員の質疑を許可します。

1 番 塚原紀男議員。

1 番（塚原紀男君） 私の方から先に質問いたしました件について、只今 3 番議員の若林議員と全く同じと言っていいくらいの内容でございます。そういう中で、重複する点がございまして、お許しを頂きたいと思っております。

村長の所信表明で自立を強調されておるわけでございますが、村民の中には合併を望む多くの村民がおるわけでございます。また、あるアンケート調査等による中でも 50 数パーセントというような合併を望んでいる村民がおると、こんなふうに私なりに確信しております。また筑北村でも、麻績村との合併の公約を掲げておりますが、このことについて只今の 2 点、村民の合併という方向にいるもののその事と、筑北村との合併をということの 2 点について村長のどのような受け止めをしておるかということをお簡単なご質問ではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 1 番 塚原紀男議員のご質問に答えさせていただきます。

筑北村との合併についてということでございまして、お答えが重複しましたらお許しを頂きたいと思うわけでございます。今回の村長選挙は、去る 12 月の村長選挙は筑北村との合併を皆さんに問うた選挙でもあったというふうに私は理解しておるわけでございます。私は当面は自立路線を歩み、しっかりと足元を固める村づくりをすべき時であるということをお訴えて参りました。その理由は先程申し上げましたが、今、合併をしなければならない行政課題が見つからないという事等でございます。私は決して合併を否定する者ではございません。地域は一つ、筑北村さんと仲良くやっぺいこう、この事は当然だというふうに思っております。両村共通の課題、これらお互いの友好連携をもって進めればこの地域全体の発展になると、そのような事は認識しております。そのような事で進んでいきたいと考えておるわけでございます。今日の麻績村の課題、これは過疎化、少子高齢化、産業の停滞、観光の低迷等々挙げられるわけでございますが、これらの課題というものは合併によって解決されるというものではございません。私はそう考えておるわけでございます。これらの課題こそ、それぞれの地域で解決をしなければならない事だというふうに考えておるわけでありまして。次代を担う子供達が伸び伸びと健やかに育ち、お年寄りの皆さんが敬愛され、元気に生きがいを持って、そしてまた障害をお持ちの皆さんが安心して暮せる、そして若い皆様が 10 年 20 年先に夢を託して暮せる村、そんな麻績村を目指して、今、真剣に村づくりに励む時であると思っております。合併により、合併すればどうにでもなるということではなく、今自立してきちんとした足元を固める時であるとい

うふうに考えておるわけであります。この事を強く訴え、多くの村民の皆様からご支持を頂いたものと私は理解しております。しかし、今おっしゃられたとおり、この事はまだご理解を頂けない皆さんも多いということは承知しております。早い時期に地区の懇談会などを順次開催させて頂きまして、ご理解を頂いて村づくりに励んでいきたい、村民皆さんと共により良い村づくりに励んでいきたい、このように考えております。何卒、塚原議員におかれましてもご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。以上でご質問に答えさせて頂きました。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 只今、ご説明を頂きましたが、自立ということは合併してもやはり合併なりきのまた自立をしていかなければならない。それから単独の麻績村としてもこのまま自立をもちろんしていかなければならない。いずれにしても合併してもしなくても、もちろん自立のできるようなそういった村づくりは当然同じことではないかと思えます。できれば小さな力より大きな力ということで、こういった大きな村民が大勢いた方がいろんな面で力が出てくるというような事になろうかと思えます。

それから、先程の回答の中でも合併特例法の期限が3月末で切れるというわけでありますが、確か1月17日のニュースでしたが、この事は継続して10年間だったかな、同じその特例によって交付金のかさ上げというような事を当然やっていくよと、こんなニュースを私なりに聞いたわけであります。そういうことで、すぐ今年というわけではなくても、やはり任期中に合併の方向付けをするとか、そういう事を一番、村長本人がその意思を持たないとこれはできないことでもありますので、その意思の下に合併をするぞという心構えができればそれなりの事ができるはずと思えます。いずれにしましても麻績村だけの自立も当然ありますし、それから筑北村になっても自立ということになりますし、いろんな合併の中で昔の事を言えば、昔の日向村と麻績村が合併したわけで、その中でも当然、小さい所は苦しくて、大きな所へ合併した方が良かった現実であります。また、農協等においても松本ハイランド農協と合併されている。それはそれなりきに長所、短所があるわけでありますが、これからは先程、村長が言われたように合併もやぶさかではないということでもありますけれども、そのことはできるだけ早く望んでいる人もおるわけでもありますので、そんな方向付けを是非、任期中に、方法としてはアンケートをとるなり、あるいは検討委員会をやるなり、その中での結論が合併はしないで今のままやっていると結論が出れば、それはそれまででありますのが、私はそんな事ではないというふうに思っておりますので、是非、そんな方向を考え直すというか、そんな気持ちは全然ないのか、一つその辺の

正を行なうものであります。

補正内容の主な点につきまして申し上げます。

歳入につきましては、10月7、8日の台風18号による農地災害復旧事業費の分担金及び国庫負担金を。平成22年度から支給されることになりました、子ども手当交付金の支給システムに係る国庫補助金をそれぞれ見込み、補正計上いたしました。

歳出について主な項目を申し上げます。

総務費では、地域情報通信基盤整備事業の執行に係る申込用紙の印刷費及び調査設計委託を行うことの必要性が生じたので、工事請負費からの組替えをするものでございます。民生費では、平成22年度から支給することになりました、子ども手当交付金の支給システム導入に係る委託料を。また、商工費では、小規模事業資金信用保証料の不足額を。土木費では、村道改良工事に係る用地の公有財産購入費を。災害復旧費では、10月7、8日の台風18号による農地災害復旧事業の工事請負費等の関連事業費を補正計上いたしました。

財政の不足額は予備費を充当させていただきました。補正額は153万7千円の増額であります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。
補足説明がありましたら、行ってください。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

4番 坂口議員。

4番（坂口和子君） 子供手当の対象人数がわかれば、この補正で行う人数とかわかりましたら示していただければと思いますけれども。

住民課長（柳原 俊文君） 正確には、平成22年度に計算等を再度いたしまして人数は把握する予定になっておりますけれども、概ね現在、平成22年度計上予定の人数といたしましては、実質的な人数が296名、これを6月、10月、2月にそれぞれ支給いたしますので、合計いたしまして888名の延べ人数という形で計上してございます。以上でございます。

議長（宮下光晴君） 他にございませんか。

議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討

論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号の審議・採決

議長（宮下光晴君） 日程第6 議案第2号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について を議題といたします。
提出者の提案理由の説明を求めます。
高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 議案第2号 平成21年度下水道事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。
歳出について、一般管理費における職員給料に不足が生じたため、その額を補正計上いたすものであります。
財源は予備費から充当いたしました。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。
補足説明がありましたら、行ってください。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。
議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は、すべて終了しました。

ここで、村長からあいさつがあります。
高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 平成22年第1回麻績村議会臨時会閉会につきまして、一言挨拶申し上げます。

本日の臨時会におきましては、私に所信を申し述べる機会をお与えくださいまして誠にありがとうございました。また、議員各位には所信の内容を深くご検討くださり、貴重なご提言を交えてご質問くださいました。今後の新たな村づくりに向かって真剣に取り組もうとされる姿勢に敬意と感謝を申し上げます。また、本日は提案申し上げました3案件につきましても慎重にご審議を頂き、原案どおりご承認頂けましたことを重ねて御礼を申し上げます。

元気な麻績村を目指し、職員共々全力を尽くして参ります。議員各位には引き続きご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時会閉会宣言

議長（宮下光晴君） 以上で、平成22年第1回麻績村議会臨時会を閉会
といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時03分